

第16回名張市地域公共交通会議議事概要

日時 平成25年10月25日（金）

午前10時00分より

場所 名張市役所2階 庁議室

出席者：（敬称略）

（1）委員

笠原 正嗣（皇學館大学 現代日本社会学部教授）

室谷 芳彦（名張市地域づくり代表者会議）

松浦 一郎（名張市老人クラブ連合会会長）

清水 系慈（名張市身体障害者互助会会長）

尾崎 彰（三重交通株式会社伊賀営業所所長）

岡 悦史（公益社団法人三重県バス協会代表）

田畑 博（株式会社メイハン代表取締役）

森澤 淳（三重交通労働組合伊賀支部支部長）

深山 美芳（深山運送有限会社取締役）

中 孝（市民公募）

山本 哲巳（市民公募）

原田光一郎（代理出席、国土交通省中部運輸局三重運輸支局運輸企画専門官）

伊藤 郁夫（代理出席、三重県地域連携部交通政策課生活交通班班長）

栗田 裕士（名張警察署交通課長）

前田 芳久（名張市都市整備部長）

（2）事務局

都市整備部都市計画室4名

会議の公開・非公開：公開

傍聴人：0名

協議事項：（1）コミュニティバス料金について

①名張市コミュニティバス運行条例に基づく「ナッキー号」及び「あららぎ号」の障害者等運賃割引について

②地域コミュニティバス（ほっとバス錦、コモコモ号、みどり号）の障害者等運賃割引について

③コミュニティバス料金のあり方について

（2）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく協議会と名張市地域公共交通会議との合同会議設立について

その他

- ・山添村東豊地域コミュニティバスの運送内容変更の取り消しについて
- ・今後の予定について

1. 挨拶

2. 議事内容

(1) コミュニティバス料金について

①名張市コミュニティバス運行条例に基づく「ナッキー号」及び「あららぎ号」の障害者等運賃割引について

②地域コミュニティバス（ほっとバス錦、コモコモ号、みどり号）の障害者等運賃割引について
事務局（説明）

会長 議題の①と②について、運賃体系を同じかたちで見直して行くということについて考えていきたいと思います。

委員 市内の障害者等は、どれほどコミュニティバスを利用されているのか。障害者等に特別に乗車券を渡すとかすれば、手間を省けるということがあると思います。半額又は無料かという議論については、利用の実態が分からないため判断基準が分かりません。コミュニティバスが市や県の補助等で成り立つ中、運営上はどうかかなと感じました。

事務局 はたっこ号が一つの参考になります。平成25年7月のはたっこ号の全体の利用者数（441人）の内おおよそ1割（44人）が障害者等となっています。

委員 ナッキー号は運行を開始して以来、障害者等の運賃割引の規定を設けていなかったが、なぜ今なのか

会長 最初のところで議論をしっかりとすべきだったと反省しています。

委員 現行の、6歳未満の者や通学のために利用する小中学生の運賃を無料とすることについて、その趣旨を教えてください。また、障害者等の運賃を免除しようとするのは、障害者等の行動範囲を拡充することを考えてのことか。

事務局 一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款を参考にしました。一方で、美旗地域ではすでに障害者等の運賃免除を実施しており、市全体で統一的に考えていけないこともあります。また、障害者等への生活支援の必要性は明らかであることから、市としてもしっかり対応していくべきことだと思っています。

委員 美旗の場合、身近に障害者施設が多くあることから、第一に障害者等の運賃免除を実施しようということに目を向けたのが現実です。コミュニティバスを存続する上では、社会的意義が絶対必要な事項だと考えております。

会長 障害者等の運賃制度を導入することについて合意が得られたと思います。続きまして、どのような料金体制とするかについて、ご意見等はございますか。

委員 美旗が無料である以上、市全体が無料であるべきです。バスごとに料金が違うということはおかしいですね。

会長 半額にすると繁雑になるものですか。

委員 運用面を考えてしまいがちなのですが、実際に利用するお客様の立場を考えてですね、

障害のある方たちに乗っていただくのであれば、なるべく繁雑とまらないような取り扱いにするのがベストだと考えています。

委員 必ず手帳か何かは提示するのでしょうか。

委員 手帳をご提示していただいての運用をしています。

会長 無料というかたちでの運用について、ご承諾いただけますでしょうか。それでは議題①②について、皆さんの同意を得たとそういうかたちで、お受けしたいと思います。

③コミュニティバス料金のあり方について

事務局 (説明)

委員 コミュニティバスというのは継続することに意味があり、出来るだけ独自採算を目指すのが理想です。消費税の話もありますが、現行の料金制度について改正をする時期が来ていると思います。例えば、ナッキー号の運賃で100円は安すぎるならば200円にし、それに伴って運行体系や利用促進の改善を図らないといけない。また、地域の中でコミュニティバスの運行をしているのだから、自治会等をもっと助けていくような仕組みについて考えなければいけない。自分達の便利の為にやっているコミュニティバスだから、継続してやっていけるよう自分たちが協力するという発想が生まれてこないと駄目なのです。

事務局 持続可能な料金体制を考えることは、極めて重要だと認識しています。

委員 先送りばかりしていたのでは、いつ決まるのか。やるべきことは早急にやるべきだと思います。

委員 美旗のコミュニティバスで料金を200円にしたのは、当初100円で検討していたところ、いずれ上げるなら最初から上げておこうということになったからです。交通事業者も積極的に協力していただいて、地域ぐるみでバスを保持していこうという意識が強くなっています。

委員 バスの乗り換えをすると、また一から料金が発生することになります。出来たら何社かで、乗り継ぎが同じ料金で、一回払ったら降りるまで同じ料金で乗り換え出来る仕組みにならないか。

委員 それはものすごく大事なことです。私は、名張全体でコミュニティバスが回りだしたら、次はジョイントすることを考えないといけないと基本的に考えております。

会長 コミュニティバスの料金のあり方について、消費税率が上がることも含めて、平成26年4月からも現行の料金体制とすることについてご承認いただけたと思います。

(2)「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく協議会と名張市地域公共交通会議との合同会議設立について

事務局 (説明)

会長 名張市地域公共交通会議の独自の会計というのは、どういうことですか。

事務局 本会議の会計に名張市が負担金を入れたり国からの補助金を入れたりし、そこから会議費等を出します。

会長 名張市の職員が事務局にいることについては。
事務局 まったく問題ありません。
会長 どういう事業が想定されるのですか。
事務局 地域公共交通総合連携計画の策定や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用等があります。
委員 法定協議会を立ち上げて運用していくには、計画書を国に提出して認定を受けないといけないはずですが、いつごろの予定ですか。
事務局 平成26年度中に基礎調査をして、地域公共交通総合連携計画を策定していきたいと考えています。
会長 (2) 合同会議設立について、皆様のご承諾が得られたという考えですけども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

3. その他

・山添村東豊地域コミュニティバスの運送内容変更の取り消しについて

事務局 (説明)
会長 事務上に不備があったということですよ。当然合意があったということで。
事務局 そのはずです。
会長 では、本件については、よろしいですね。

・今後の予定について

事務局 (説明)
会長 法定協議会の詳細については、来年1月に開催予定の本会議においてもう一度提示していただきたいと思います。本日の議題は全て終了となりますが、ナッキー号の料金については、意見としては出てきているのですけども、中々実現してこなかったということが実際のところであり、もう少し時間がありますので、ご議論いただくことはいかがでしょうか。
委員 コミュニティバス同士のジョイントを図ることを考えていくと、各地域で運営方式が違うため当然、予算等いろんなやり方が違うこととなります。便利なのは間違いないので、今後は永続的にコミュニティバスを運行するならば、そのへんのところも徐々に視野に入れていくべきです。例えば、コミュニティバス運行のための補助金を予算制度にかえることや、コミュニティバス同士がジョイントすることなどについて。
委員 我々にとって今は便利ですけどもきっと不自由な時が来ると思います。便利そうで不便なところが名張だと思しますので、非常に公共交通に興味があります。こういう機会を建設的に考えていただいて、良い方向に行ければいいと期待しています。
事務局 平成24年度に名張市総合都市交通マスタープランを策定し、今後は合同会議をもとに国からの支援をいただきながら具体策の策定を平成26年度から始めて参りますので、是非その際にはご意見も賜りたいと思います。
会長 一定のまとまりがついたと思いますので、それでは本会議はただいまをもちまして終了と致します。事務局から付け加えはよろしいでしょうか。

・その他

事務局 細かいことになり恐縮ですが、本会議の傍聴人数を、規約等に設けておりませんので、傍聴人の上限を10名とさせていただきたくご審議をお願いします。

会長 10名という根拠は何かあるのですか。

事務局 恐らくは、前の会議で決定されたのではないかと思うのですが、その確認です。

会長 では、傍聴人は10名までとしますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは長時間に渡りご協議いただきありがとうございました。